

国立民族学博物館寄附金取扱規則

平成18年11月14日
規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、人間文化研究機構寄附金取扱規程（以下「寄附金取扱規程」という。）

第19条に基づき、国立民族学博物館における寄附金の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(受入れ等の審議)

第2条 寄附金取扱規程第8条第1項に定める受入れの審議及び第13条第2号に定める使途の変更の審議は、部長会議において行うものとする。

(研究担当職員の変更)

第3条 館長は、次に掲げる事情が生じた場合には、部長会議の議を経て寄附金によって研究等を行う職員（以下「研究担当職員」という。）の変更ができるものとする。

(1) 研究担当職員が死亡又は退職した場合

(2) 研究担当職員が病気その他の理由により研究の続行が不可能となった場合

附 則

1 この規則は、平成18年11月14日から施行し、平成18年9月26日から適用する。

2 国立民族学博物館奨学寄附金取扱規則（平成16年規則第45号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和2年7月28日から施行し、令和2年4月1日から適用する。